

令和5年度 西諸市町修学サポート貸付金募集要項 (貸付金貸与制度の概要)

1 目的

この貸付金は、小林看護医療専門学校（以下「本校」という。）の学生に西諸市町修学サポート貸付金（以下「貸付金」という。）を貸与し、修学を容易にすることにより、西諸地域管内の看護師の確保及び資質の向上を図ることを目的としています。

2 実施機関

小林市・えびの市・高原町（西諸地域奨学金等運営協議会）の共同実施

3 応募資格

この貸付金の応募資格は、次の（１）と（２）の要件を備えている方とします。

- (1) 将来優秀な看護師になると認められる方
- (2) 本校を卒業した後、直ちに看護師として西諸地域管内の医療機関に継続して3年間勤務する意思のある方

4 募集枠

看護学科 貸付総額1,500万円以内

5 貸与額等

- (1) 貸与額 各年度110万円を限度
※西諸医師会地域はぐくみ奨学金の貸与を併せて受ける場合で、自宅からの通学の場合は、各年度55万円が限度となります。
- (2) 利息 無利息
- (3) 貸与方法 各年度4月に貸与します。

6 貸与期間

令和4年度から本校を卒業する年度までとします。
ただし、原則として正規の修業年限を超えることができません。

7 貸与の申請

貸付金の貸与を受けようとする方は、入学志願書と併せて貸付金貸与申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）により申請してください。西諸市町修学サポート貸付金申請確認書の添付も必要です。

8 連帯保証人

貸付金貸与の決定後、借用証書の提出の際に、連帯保証人を立てていただきます。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者2人とし、そのうち1人は貸付金の貸与を受けようとする方

の生計維持者又はこれに類する方を立てていただきます。連帯保証人には、貸付金の貸与を受けた方と連帯して債務を負担していただきます。

9 奨学生の決定

必要な審査を行い、貸付金を決定し、申請者に通知します。

10 返還

貸与を受けた貸付金は5年以内で返還していただきます。

11 返還の猶予

貸付金の貸与を受けた方が次のいずれかに該当し協議会が認めた場合、その事情が継続している間、返還を猶予します。

- (1) 災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により返還ができない場合
- (2) 保健師及び助産師養成所に進学している場合

12 その他

申請にあたっては、西諸市町修学サポート貸付金貸与規則の内容を承知した上で申請してください。

各書類の提出先及びお問合せ

小林看護医療専門学校

〒886-0009 小林市駅南 309 番地

TEL 0984-27-3010

様式第1号（第4条関係）

貸付金貸与申請書

令和 年 月 日

西諸地域奨学金等運営協議会会長 様

申請者	住所 〒 -	
	ふりがな 氏名 ⑩ 生年月日 年 月 日生	電話番号
生計維持者	住所 〒 -	
	氏名 ⑩ 申請者との関係（ ）	電話番号

※生計維持者とは貸与生の学費や生活費を負担し、原則父母又は親族とする。

貸付金の貸与を受けたいので、西諸市町修学サポート貸付金貸与規則第4条の規定により申請します。

貸与希望	期間	令和5年4月から令和8年3月まで	
	金額	総額	万円
		(内訳)	
		令和 5年度	万円
		令和 6年度	万円
		令和 7年度	万円

誓 約 書

令和 年 月 日

西諸地域奨学金等運営協議会会長 様

私は、西諸市町修学サポート貸付金貸与規則に基づく貸付金の貸与にあたり、以下のことについて誓約します。

- 一、 小林看護医療専門学校卒業後は、西諸市町管内の医療機関に3年間業務に従事します。
- 一、 貸付金は、卒業の月の翌々月から起算して5年以内に返還します。
- 一、 退学等により、貸与の目的を達する見込みがなくなったときは、一括して返還します。
- 一、 上記の他、西諸市町修学サポート貸付金貸与規則の規定に従います。

申請者	住 所
	氏 名 ⑩
生計維持者	住 所
	氏 名 ⑩

※生計維持者とは貸与生の学費や生活費を負担し、原則父母又は親族とする。

西諸市町修学サポート貸付金申請確認書

西諸市町修学サポート貸付金の申請にあたり、『西諸市町修学サポート貸付金貸与規則』、『西諸市町修学サポート貸付金募集要項』および以下のことにつきまして、確認し、了承のうえ別紙のとおり申請します。

年 月 日

(申請者) _____ 印

- 一、本貸付金は、西諸市町（小林市、えびの市、高原町）の看護師確保と資質向上のため、小林看護医療専門学校^{（注）}の学生で、看護師免許取得後、直ちに西諸市町の医療機関に3年間継続して勤務する意思があるものに貸与するものであること。
- 一、本貸付金の貸与額及び申請・貸与方法に関すること。
- 一、貸付金の返還については、卒業の翌々月から返還を開始し、5年以内に返還すること。
返還方法は、月賦または半年賦の均等払方式となること。
- 一、退学などにより、貸付金の貸与の目的が達成できないと見込まれる場合は、直ちに一括返還となること。
- 一、申請するにあたり、独立の生計を営む成年者2人の連帯保証人をつけること。
- 一、本貸付金の貸与が決定した場合は、『西諸市町修学サポート貸付金貸与規則』および上記内容について、各連帯保証人に説明をすること。